

空調設備 空調機・換気設備更新
工 事 仕 様 書

(適用範囲)

第 1 条 本工事は、下記の設備を更新する工事（以下「工事」という）である。
施工については、この仕様書の定めるところによる。

・千葉みなと駅	運転士仮泊室空調機	1 台
・千葉みなと駅	券売機室空調機	1 台
・天台駅	券売機室空調機	1 台
・都賀駅	駅長事務室空調機	1 台
・千城台駅	券売機室空調機	1 台
・殿台変電所	制御室空調機	1 台
・県庁前駅	旅客トイレ換気扇	2 台

2 本工事にあたっては、関係法令を遵守し施工すること。

(工事の時期)

第 2 条 工事の時期は監督員の指示により施工すること。

(現場代理人及び主任技術者)

第 3 条 この工事を施工するときは、工事の区域内に現場代理人及び主任技術者を置き、
工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項の処理、並びに工事施工上の技術管理を
行わせるものとする。

(工事の内容)

第 4 条 工事の内容は、次の通りとする。（機種については別紙参照）

作業内容（空調設備）

1. 既設空調機（配管類を含む）の撤去（冷媒回収・廃材処分を含む）
2. 空調機取付工事、電気工事、配管工事、保温工事
3. その他、試運転調整、内装補修工事（必要な箇所）等

①その他設置、既設冷媒管の交換可否、取回し等については、監督員と打合せの上
決定する。

②天台駅券売機室の空調室外機については既存位置とし、夜間に高所作業車を使用して
交換を行うものとする。（冷媒管は既設使用）

作業内容（換気設備）

1. 既設換気設備の撤去（廃材処分を含む）
2. 天井開口及び復旧工事
3. 換気設備取付工事、電気工事
4. その他、試運転調整、ダクト工事、内装補修工事（必要な箇所）等

①県庁前駅旅客トイレについては、夜間作業とする。

（提出書類）

第5条 着工及び竣工書類については、以下のものを提出すること。

1. 着工書類
工事着手届
現場代理人及び主任技術者選任届（兼任可）
工事工程表
作業申込書
2. 竣工書類
工事完了届
工事目的物引渡申出書
竣工図書（データ・紙ファイル 各1部）
取扱説明書
保証書
廃材処分マニフェスト

電子記録媒体（DVD－R又はCD－R）、施工計画書、工事写真台帳、その他監督員が指示するもの（PDFファイル、データ作成したものはデータファイル）はウイルス対策、セキュリティ対策を講じた上、ディスクファイルに収納し、成果品として提出するものとする。

（作業の着手及び終了）

第6条 現場代理人は、作業にあたり、その前日までに監督員あてに通知するものとする。

- 2 現場代理人は、作業を着手する前に、その旨を関係各所へ連絡するものとする。
- 3 現場代理人は、作業が終了したとき、その状態を確認し、報告するものとする。

（監督員の立会い）

第7条 監督員が立会いを指示した作業は、監督員の立会いのもとに行わなければならない。

(部品交換)

第8条 本工事で予定外の部品交換が発生した場合、軽微なものについては本工事に含むものとする。

(安全対策)

第9条 現場代理人及び主任技術者は、あらかじめ事故防止上必要な事項について打合せを行い、工事に起因する事故の防止に努めなければならない。

特に異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかなければならない。

2 高所作業等、作業中危険の恐れのある作業については、照明、足場等の改善、危険箇所の表示、その他必要な処置を講じ、災害発生要因の除去に努めなければならない。

3 主任技術者は、工事作業員に対し、作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い、知得させるものとする。

① 作業員の健康状態、服装（安全帽の着用）等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。

② 工具及び保護具の使用前の点検、並びに使用上の指示をすること。

(後片付け)

第10条 作業の後片付けは、当該作業終了後、速やか且つ入念に行うものとする。

以 上